

審査基準

平成19年8月8日作成

法令名	警備業法
根拠条項	第5条第5項
処分の概要	認定証の再交付
原権者(委任先)	神奈川県公安委員会
法令の定め	警備業法施行規則 第7条(認定証の再交付の申請)
審査基準	
標準処理期間	20日
申請先	申請に係る営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全(第一)課
問い合わせ先	神奈川県警察本部生活安全部生活安全総務課営業第二係 ☎ 045-211-1212 内線3038~9
備考	